

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

| | |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 実施できて いれは <input checked="" type="checkbox"/> | 取組の5つのポイント |
| <input type="checkbox"/> | テレワーク・時差出勤等を推進しています。 |
| <input type="checkbox"/> | 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。 |
| <input type="checkbox"/> | 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。 |
| <input type="checkbox"/> | 休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。 |
| <input type="checkbox"/> | 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。 |



テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

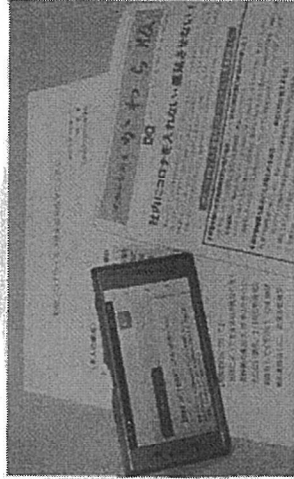


職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

- ▶ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- 【手順】
- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など



手順全文は
(株)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



○ 密とならない工夫

- ▶ サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- ▶ 本システムでは、マスクの着用を検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した取組（建設業）

- ▶ スマートフォンを用いた無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。



ITを活用した取組（その他の事業）

- ▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- ▶ 対面での参加者に對しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

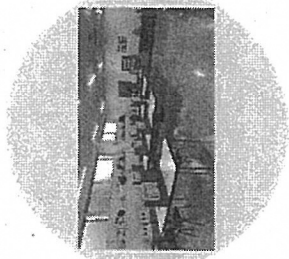


職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

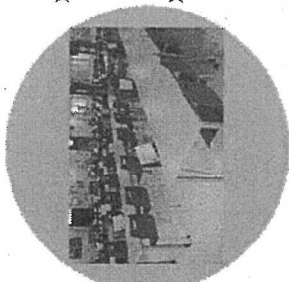
※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

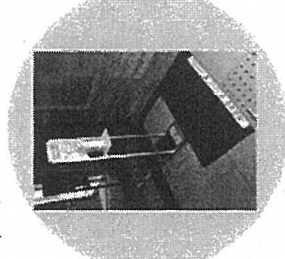
社員食堂での対策（製造業）



▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
▶ また、温雑緩和のために、昼休みを時差でとるようになった。

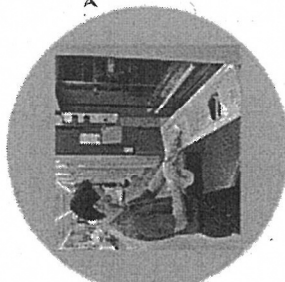
○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員との感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

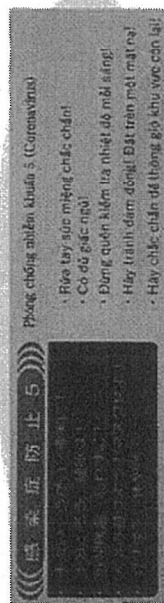
複数人が触れる箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触れる可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

| 項目 | 回答 |
|-----------------|--------|
| 1 職場全体の感染防止対策 | はい/いいえ |
| 2 感染防止のための基本的対策 | はい/いいえ |
| 3 複数人が触れる箇所の消毒 | はい/いいえ |
| 4 その他の取り組み | はい/いいえ |

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

| 都道府県 | 電話番号 | 担当者 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|------|--------------|-----|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-709-2311 | 石川 | 076-265-4424 | 岡山 | 086-225-2013 |
| 青森 | 017-734-4113 | 福井 | 0776-22-2657 | 広島 | 082-221-9243 |
| 岩手 | 019-604-3007 | 山梨 | 055-225-2855 | 山口 | 083-995-0373 |
| 宮城 | 022-299-8839 | 長野 | 026-223-0554 | 徳島 | 088-652-9164 |
| 秋田 | 018-862-6683 | 岐阜 | 058-245-8103 | 香川 | 087-811-8920 |
| 山形 | 023-624-8223 | 静岡 | 054-254-6314 | 愛媛 | 089-935-5204 |
| 福島 | 024-538-4603 | 愛知 | 052-972-0256 | 高知 | 088-885-6023 |
| 茨城 | 029-224-6215 | 三重 | 059-226-2107 | 福岡 | 092-411-4798 |
| 栃木 | 028-634-9117 | 滋賀 | 077-522-6650 | 佐賀 | 0952-32-7176 |
| 群馬 | 027-896-4736 | 京都 | 075-241-3216 | 長崎 | 095-801-0032 |
| 埼玉 | 048-600-6206 | 大阪 | 06-6949-6500 | 熊本 | 096-355-3186 |
| 千葉 | 043-221-4312 | 兵庫 | 078-367-9153 | 大分 | 097-536-3213 |
| 東京 | 03-3512-1616 | 奈良 | 0742-32-0205 | 宮崎 | 0985-38-8835 |
| 神奈川 | 045-211-7353 | 和歌山 | 073-488-1151 | 鹿児島 | 099-223-8279 |
| 新潟 | 025-288-3505 | 鳥取 | 0857-29-1704 | 沖縄 | 098-868-4402 |
| 富山 | 076-432-2731 | 島根 | 0852-31-1157 | | |

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター> 0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
 - 項目の中には、業種、業態、業態、業態等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の業態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確認に実施いただくことが大切です。
 - 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査確認いただき、改善に努めてください。また、その結果に基づいて全ての労働者が確認できるようにして下さい。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

| 項目 | 確認 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 感染予防のための体制 | |
| ・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。 | はい/いいえ |
| ・事業場の感染予防の責任者及び担当者を選任している。(衛生管理者、衛生推進者など) | はい/いいえ |
| ・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。 | はい/いいえ |
| ・労働者が感染予防の行動を取るよう指導すること、管理監督者に教育している。 | はい/いいえ |
| ・安全衛生委員会、衛生委員会等の労働者が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。 | はい/いいえ |
| ・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる(5つの場面)や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。 | はい/いいえ |
| ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。 | はい/いいえ |
| 2 感染防止のための基本的な対策 | |
| (1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」 | |
| 「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。 | はい/いいえ |
| (2) 感染防止のための3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い | |
| ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。 | はい/いいえ |
| ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。 | はい/いいえ |
| ・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。 | はい/いいえ |
| ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| (3) 3つの密の回避等の徹底 | |

| 項目 | 確認 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ・3つの密(密接、密接、密接)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| (4) 日常的な健康状態の確認 | |
| ・出勤前に体調を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。 | はい/いいえ |
| ・出勤時等に、全員の目元の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。 | はい/いいえ |
| ・体調不良時には直ちに申告し、必要に応じて休職を推奨し、体調不良の新規があれば勤務させないこと、直ちに申告し休むことで不利益を蒙らないことを、職場で確認している。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| (5) 一般的な健康確保措置 | |
| ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないよう配慮している。 | はい/いいえ |
| ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| (6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について | |
| ・テレワークやローテーション勤務を取り入れている。 | はい/いいえ |
| ・「時差通勤」を取り入れている。 | はい/いいえ |
| ・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろ」と取り入れている。 | はい/いいえ |
| ・会議はオンラインを取り入れている。 | はい/いいえ |
| ・対面での打合せは換気とマスクを取り入れている。 | はい/いいえ |
| (7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集 | |
| ・国、地方自治体や一般社団法人日本建設衛生学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等からのホームページ等を通じて最新の情報を収集している。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| 3 感染防止のための具体的な対策 | |
| (1) 基本的な対策 | |
| ・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。 | はい/いいえ |
| ・上記3つの密が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。 | はい/いいえ |
| ・その他() | はい/いいえ |
| (2) 換気の悪い密閉空間の改善 | |
| ・職場の建物や設備(空気清浄機、換気設備)の場合、事業者衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上)に維持することが望ましいこと。 | はい/いいえ |
| ・職場の建物の意図が異なる場合、リーフレット「冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HiEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む)。 | はい/いいえ |
| ・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。 | はい/いいえ |

| 項 | 目 | 確認 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ・その他() | | はい/いいえ |
| (3) 多くの人が密集する場所の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・乗車に於いて可能な範囲で出動を抑制するように努めている。 ・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自転車通勤などの活用を図っている。 ・テレビ会議やWeb会議の活用率により、人が集まる形の会議等をなるべく避けるようにしている。 ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。 ・接客業において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間隔を確保し、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮断するようにしている。 ・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。 ・その他() | はい/いいえ |
| (4) 接触感染の防止について | <ul style="list-style-type: none"> ・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や器具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前・使用中・使用後の手洗いや手指消毒を徹底している。 ・自由に着席場所を選んで仕事をを行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後の消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。 ・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、器具、工具等については、こまめにアルコール(容量95%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による拭拭消毒を実施することとしている。 ・※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳った商品や空間噴霧剤を使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨していません。 ・その他() | はい/いいえ |
| (5) 近距離での会話や発声の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保つるよう努めている。 ・外来者、顧客、取引先との対面での接合や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。 ・どうしてもマスクが1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内で留めるようにしている。 ・物じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で会話する場合にマスクを外さないようにしている。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。 ・その他() | はい/いいえ |
| (6) 共用トイレの清掃等について | <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所は、清掃を行うこととしている。 ・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清掃消毒する。 ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便室内は通常の清掃でよい) ・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。 ・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。 ・その他() | はい/いいえ |
| (7) 休憩スペース等の利用について | | はい/いいえ |

| 項 | 目 | 確認 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------|
| ・その他() | | はい/いいえ |
| ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。 | | はい/いいえ |
| ・休憩スペースは常時換気することに努めている。 | | はい/いいえ |
| ・休憩スペースの共有する物品(ナプキン、ティッシュ、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。 | | はい/いいえ |
| ・休憩スペースへの入室直前の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。 | | はい/いいえ |
| ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らし、座席位置を制限している。マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している。昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。などの工夫をしている。 | | はい/いいえ |
| ・社員食堂では感染防止のため、トンゴやポットなどの共用を避けている。 | | はい/いいえ |
| ・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾かしてから喫煙するよう指導し、全席を必ず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。 | | はい/いいえ |
| ・その他の共有の施設について、密閉、密着、密接とならないよう利用方法について検討している。 | | はい/いいえ |
| ・その他() | | はい/いいえ |
| (8) トイレの感染防止について | | はい/いいえ |
| ・鼻水、唾液などが付いたゴミ(使用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。 | | はい/いいえ |
| ・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手を洗いをすることとしている。 | | はい/いいえ |
| ・その他() | | はい/いいえ |
| 4. 配慮が必要な労働者への対応等 | | はい/いいえ |
| ・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない」「させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。 | | はい/いいえ |
| ・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊婦に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。 | | はい/いいえ |
| ・特に妊婦の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母体健康カード」等で申し出た場合、産科医等の意見も踏まえ、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。 | | はい/いいえ |
| ・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や腰痛リスクの恐れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを考慮し、留意を求めている。 | | はい/いいえ |
| ・その他() | | はい/いいえ |
| 5. 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応 | | はい/いいえ |
| (1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化 | | はい/いいえ |
| ・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを要しないこと及び差別的不利益な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。 | | はい/いいえ |
| (2) 陽性者等が出た場合の対応 | | はい/いいえ |
| ・新型コロナウイルスに陽性であることが判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 | | はい/いいえ |
| ・新型コロナウイルスに陽性であることが判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 | | はい/いいえ |
| ・新型コロナウイルスに陽性であることが判明した濃厚接触者(担当者)の把握(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。 | | はい/いいえ |